

賃貸借契約書（案）

1 賃借動産

	車種	形状	燃料	車台番号	車両番号	月額賃借料
1						
2						

2 賃貸借期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

3 使用目的 公用自動車

4 賃借料 円
(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 賃借料の支払方法

- (1) 令和8年12月から令和9年3月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (2) 令和9年4月から同年9月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (3) 令和9年10月から令和10年3月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (4) 令和10年4月から同年9月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (5) 令和10年10月から令和11年3月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (6) 令和11年4月から同年9月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (7) 令和11年10月から令和12年3月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (8) 令和12年4月から同年9月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (9) 令和12年10月から令和13年3月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (10) 令和13年4月から同年9月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。
- (11) 令和13年10月から同年11月までの分をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に金 円支払う。

賃借人大津市（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）との間に、頭書の賃借動産（以下「賃借物件」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(主記)

第1条 乙は、その所有する賃借物件を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）のとおりとする。

(賃借料)

第3条 賃借物件の賃借料（以下「賃借料」という。）は頭書のとおりとし、次に掲げる諸経費は乙の負担とする。

- (1) 車両本体価格
- (2) 当初登録諸費用（車庫証明、納車費用等を含む。）
- (3) 環境性能割

(4) 軽自動車税

(5) 自動車重量税

(6) 自動車損害賠償責任保険料

(7) 自動車リサイクル法に係る費用

2 賃借日数が1か月に満たない月の賃借料は日割計算による額とし、閏年の2月については同月29日を除外して算定する。

(賃借料の請求及び支払方法)

第4条 乙は、頭書第5項各号に掲げる最後の月に係る賃貸借期間が満了したときは、頭書の賃借料の支払方法に従い賃借料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に乙の指定する銀行口座に賃借料を振り込むものとする。

(公租公課等の変動)

第5条 契約期間中に、乙が負担する賃借物件に係る自動車税等の公租公課等に著しい変動があった場合は、変動額の負担について甲乙協議するものとする。

(賃借物件の引渡し)

第6条 乙は、賃貸借期間の初日までに賃借物件を甲に引き渡さなければならない。なお、引渡しに要する費用は乙の負担とする。

(善管注意義務)

第7条 甲は、賃借物件を善良な管理者の注意義務をもって管理し、及び運行しなければならない。

(点検、整備、サービス等の実施及び費用負担)

第8条 乙は、賃借物件について契約期間中、別添仕様書に掲げる点検、整備、サービス等を乙の負担により行うものとする。ただし、甲が乙の承認を得ずに行った点検、整備等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

(自動車保険)

第9条 甲は、賃借物件について、契約期間中継続して自動車保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）に加入するものとする。

(整備場所、自動車の引取り又は引渡し)

第10条 賃借物件の点検、整備及び修理は原則として天津市物品供給等参加業者（車検修理）の中から、甲、乙協議のうえ選定し実施するものとする。

2 点検、整備等の際の車両の引取り又は引渡し場所は、甲の指定する場所とする。ただし、点検及び整備に当たっては、乙の整備士を甲の指定する場所に派遣し、実施することができる。

(事故時の報告)

第11条 甲は、賃借物件に事故が発生した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

(事故時の責任)

第12条 賃借物件の運行管理に起因する第三者への損害については、甲の責任において解決するものとする。ただし、乙は必要に応じ甲に助力して解決に当たるものとする。

(損害賠償)

第13条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の中途解約)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、この契約の目的を達成することができないと認めたときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することがで

きる。

- 3 甲及び乙は、賃借物件の滅失若しくは盗難又は毀損若しくは損傷（乙の責めによるものを除く。）により賃借物件の復旧ができない（修理費用が賃借物件の残存価額を上回る場合を含む。）と認めるときは、当該物件に係る賃貸借を終了する。この場合において、甲は、乙に対し、当該物件に係る賃貸借期間の賃借料の総額に賃貸借期間満了時の設定残存価格を加えた合計から既払の賃借料並びに第3条第1項各号及び第8条に規定する費用のうち甲及び乙が協議により定めた費用を差し引いた金額を支払う。
- 4 甲は、翌年度以降において賃借料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、その他やむを得ない事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

（賃借の継続）

第15条 甲が賃貸借期間満了後引き続き賃借物件の賃借を希望する場合は、甲、乙協議のうえ同一物件の賃借を継続することができる。

（賃借物件の返還）

第16条 甲は、賃貸借期間が満了し同一物件の賃借の継続を希望しない場合は、賃貸借期間満了の時点で賃借物件を乙に返還しなければならない。

（協議事項）

第17条 本契約に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

賃借人 甲 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市長 佐藤 健司

賃貸人 乙